

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和2年3月9日（令和2年（行情）諮問第134号）

答申日：令和2年8月3日（令和2年度（行情）答申第182号）

事件名：施政方針演説で「年末に向け、防衛大綱の見直しも進めてまいります」と方針を示したことに関して行政文書ファイルにつづった文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙2に掲げる41文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年11月28日付け閣安保第313号により、内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）紙媒体についても特定を求める。

紙媒体が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（3）不開示箇所の特定を求める。

本件開示決定通知書は「不開示とした部分」というのみで、不開示箇所の特定に当たっては具体性に欠ける。

これでは情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

さらに「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（4）他にも文書がないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の開示請求に対して、処分庁において、法9条1項及び2項に基づき原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し」、「紙媒体についても特定を求める」、「不開示箇所を特定を求める」、「他にも文書がないか確認を求める」といった旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において不開示箇所を適正に特定の上開示等決定通知書に具体的に記載し、また開示決定した文書及び不開示決定とした文書については紙媒体の文書も含めて適正に特定しており、さらに、本件審査請求を受け、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した以外に本件開示請求に該当する文書を保有しているとは認められないため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、

- (1) 「一部に対する不開示決定の取消し」との点については、「記載された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

- (2) 「紙媒体についても特定を求める」との点については、「紙媒体が存在すれば、それについても特定を求める」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、原処分で開示決定した文書及び不開示決定とした文書については、紙媒体の文書も含まれており、処分庁において紙媒体の文書も適正に特定したと認められるところである。

- (3) 「不開示箇所を特定を求める」との点については、「本件開示決定通知書は「不開示とした部分」というのみで、不開示箇所を特定に当たっては具体性に欠ける。これでは情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所を特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複製に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。さらに「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」

（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求め

られる」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において対象となる文書について不開示箇所を適正に特定の上、開示等決定通知書に具体的に記載していると認められるところである。

- (4) 「他にも文書がないか確認を求める」との点については、「開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、確認を求める」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条1項及び2項に基づき行った開示等決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、令和2年（行情）諮問第第134号を分離の上、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年7月17日 令和2年（行情）諮問第134号のうち「安倍総理が施政方針演説で「年末に向け、防衛大綱の見直しも進めてまいります」（第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）と方針を示したことにかかる業務のために、国家安全保障局が閣安保第565号で特定された後に行政文書ファイルに綴った文書の全て。」に係る分の分離、本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月30日 審議（「安倍総理が施政方針演説で「年末に向け、防衛大綱の見直しも進めてまいります」（第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）と方針を示したことにかかる業務のために、国家安全保障局が閣安保第565号で特定された後に行政文書ファイルに綴った文書の全て。」に係る分）

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙2に掲げる41文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示及び文書の追加特定を求めており、諮

問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求文言にいう「年末に向け、防衛大綱の見直しも進めてまいります」とは、平成30年1月22日、第196回国会において安倍総理が施政方針演説で発言した内容を示しており、「閣安保第565号」とは、過去に行われた同旨の行政文書の開示請求（以下「別件開示請求」という。）に係る開示決定番号を示していることから、本件開示請求は、同年8月31日に別件開示請求を受理して以降、本件開示請求を受理した同年11月28日までの間に、内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）が当該「防衛大綱の見直し」に関して作成又は取得した文書を求めるものと解し、法11条による特例延長を行い、相当の部分として平成31年1月28日付け閣安保第39号により別紙3に掲げる23文書を特定し、開示する決定（以下「先行開示決定」という。）を行った。その後、本件対象文書である41文書を特定し、一部開示する原処分を行った。

イ なお、上記アの「防衛大綱の見直し」とは、「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成30年12月18日 国家安全保障会議決定 閣議決定）」を策定するに当たって、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日 国家安全保障会議決定 閣議決定）」を見直したことを指している。

ウ 本件対象文書については、いずれも審査請求人が主張する紙媒体をも特定している。

文書1ないし文書10は、「安全保障と防衛力に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）の各会合の議事録及び資料並びに懇談会に関連する勉強会（以下「勉強会」といい、「懇談会」と併せて「懇談会等」という。）の資料である。文書11は、懇談会の第1回から第4回までの会合の概要をまとめたものである。文書12ないし文書18は、与党部会等において使用した資料である。文書19ないし文書24及び文書26ないし文書28は、「防衛大綱の見直し」に係る国家安全保障会議における席上回収資料及び同会議の議事録並びに同幹事会における席上回収資料である。文書25は、

「防衛大綱の見直し」に係る国会答弁書である。文書 29 ないし文書 41 は、懇談会等における資料である。

なお、勉強会における議事の概要等に係る文書は、先行開示決定において既に特定し、開示している。また、国家安全保障会議幹事会の議事録については、当該幹事会の記録の作成を義務付ける規定等はなく、当該幹事会で使用した席上回収資料により、公文書等の管理に関する法律 4 条に定める「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」と判断したため、作成していない。

エ 処分庁は、上記アの期間に、先行開示決定において特定した文書及び本件対象文書の外に、懇談会に関して、官邸記者クラブ等の記者に配布する記者発表資料や想定問答を作成した。しかしながら、当該資料等は、内閣官房行政文書管理規則 7 条 9 項に掲げる保存期間が一年未満とされている種類の文書のうち「内閣官房の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答」に該当し、懇談会の終了後、不用のため既に廃棄している。

オ 本件審査請求を受け、処分庁において執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を改めて行ったが、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 処分庁において、本件対象文書については、いずれも紙媒体をも特定しており、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、国家安全保障局において、先行開示決定で特定された文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 文書 1 ないし文書 4 の不開示部分には、懇談会における政府職員及び有識者委員の発言内容が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

ア 政府職員の発言内容に係る部分について

当該部分については、これを公にすることにより、防衛大綱の見直しに係る未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来す等、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法 5 条 5 号に該当し、同条 6 号について判断するまでもなく、

不開示とすることが妥当である。

イ 有識者委員の発言内容に係る部分について

(ア) 当該部分を不開示としたことについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を公にすると、非公開を前提とした懇談会における有識者委員の具体的な発言内容が明らかとなり、将来行われる同種の会合等において有識者委員が率直な意見表明をちゅうちょするなど、有識者委員の参加を得て開催する非公開の会合等に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから不開示とした。

(イ) 当審査会事務局職員をして首相官邸ウェブサイトを確認させたところ、懇談会は、非公開とし、その議事要旨は、懇談会終了後、発言者名を付さない形で、速やかに公開することとする旨記載され、発言者名を付さない議事概要が掲載されていることが認められる。

懇談会のこうした運営方法をも踏まえれば、当該部分は、これを公にすることにより、特定の有識者委員の具体的な発言内容等が明らかとなり、将来の同種の会合等において有識者委員が率直な意見表明をちゅうちょするなど、有識者委員の参加を得て開催する非公開の会合等に係る国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるなどとする上記(ア)の諮問庁の説明は否定し難い。

よって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書19、文書22並びに文書21及び文書24のそれぞれ本文1枚目5行目の各不開示部分には、国家安全保障会議の開催場所が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する会議の今後の開催場所が推察され、敵対する勢力から妨害措置を講じられるなど、国家安全保障会議の開催に支障を来し、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書21及び文書24のそれぞれ1枚目右上の各不開示部分には、当該各文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- (4) 文書 2 1 及び文書 2 4 のそれぞれ 1 枚目 2 2 行目以降及び 2 枚目以降には、国家安全保障会議における議事内容の記録が記載されていることが認められる。

当該各部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法 5 条 3 号に該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- (5) 文書 2 6 ないし文書 4 1 は、国家安全保障会議、同幹事会及び懇談会等における席上回収資料であり、これらの会議における具体的な検討、協議の内容の推認が可能となる情報等が記載されていることが認められる。

当該各文書は、これを公にすることにより、防衛大綱の見直しに係る未成熟な検討内容が明らかとなり、今後同種の検討作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来す等、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、その全体が法 5 条 5 号に該当し、同条 3 号及び 6 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件では、原処分に係る開示等決定通知書の 3 (1) 及び (4) において 2 枚目以降を不開示とした旨記載されている文書 1 ないし文書 4、文書 2 1 及び文書 2 4 について、同通知書別紙第 1 には、開示決定等の対象として特定した文書の名称の末尾に「(1 枚目)」と明らかに誤った記載がなされていることが認められる。かかる記載の誤りは、当該文書の 1 枚目のみを当該決定の対象として特定したとの誤解を与えかねないものであり、原処分においては、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、処分庁においては、今後、開示決定等に当たっては同様の事態が生じないよう、正確かつ慎重な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 3 号、5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、国家安全保障局において、先行開示決定で特定した文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示と

された部分は，同条 3 号， 5 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久

別紙 1

本件請求文書

「安倍総理が施政方針演説で「年末に向け、防衛大綱の見直しも進めてまいります」（第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）と方針を示したことにかかる業務のために、国家安全保障局が閣安保第565号で特定された後に行政文書ファイルに綴った文書の全て。

別紙 2

本件対象文書

- 文書 1 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 2 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 2 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 3 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 3 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 4 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 4 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 5 回会合）議事の記録（1 枚目）
- 文書 5 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 1 回） 資料
防衛力の拡充と防衛装備品の調達改革（太田教授）
- 文書 6 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 2 回） 資料
1 英国における安全保障と防衛力（鶴岡准教授）
- 文書 7 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 2 回） 資料
2 英国の戦略的コミュニケーション（青井委員）
- 文書 8 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 2 回） 資料
3 技術・地政学（Techno-geopolitics）と「技術報国」日本（角南副学長）
- 文書 9 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 3 回） 資料
1 宇宙における安全保障分野への取り組みについて（山川 J A X A 理事長）
- 文書 1 0 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 3 回） 資料
2 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ブリーフィング資料（三浦委員）
- 文書 1 1 「部会資料」「安全保障と防衛力に関する懇談会」の概要・開催状況（第 1 回～第 4 回）について
- 文書 1 2 「部会資料」「安全保障と防衛力に関する懇談会」資料（第 2 回～第 4 回）
- 文書 1 3 「部会資料」国家安全保障戦略（本文）
- 文書 1 4 「部会資料」平成 2 6 年度以降に係る防衛計画の大綱について（本文）
- 文書 1 5 「部会資料」「安全保障と防衛力に関する懇談会」の概要・開催状況（第 1 回～第 5 回）について
- 文書 1 6 「部会資料」資料 1 「安全保障と防衛力に関する懇談会」における議論の整理（第 1 回～第 4 回）
- 文書 1 7 「部会資料」資料 2 平成 3 1 年度以降に係る防衛計画の大綱

(イメージ)

- 文書 1 8 「部会資料」資料 3 防衛計画の大綱（盛り込むべき主要要素）
- 文書 1 9 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日）
- 文書 2 0 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日）
- 文書 2 1 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日）（1 枚目）
- 文書 2 2 「国家安全保障会議資料」国家安全保障会議の開催について【四大臣会合】（平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日）
- 文書 2 3 「国家安全保障会議資料」内閣官房長官応答要領案（平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日）
- 文書 2 4 国家安全保障会議議事の記録【四大臣会合】（平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日）（1 枚目）
- 文書 2 5 「国会答弁書」平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日 衆議院安全保障委員会 渡辺周議員 政府参考人問 9
- 文書 2 6 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日）
- 文書 2 7 国家安全保障会議資料【四大臣会合】（平成 3 0 年 1 1 月 2 2 日）
- 文書 2 8 幹事会資料
- 文書 2 9 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 3 回会合） 非公表資料①
- 文書 3 0 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 3 回会合） 非公表資料②
- 文書 3 1 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 4 回会合） 非公表資料①
- 文書 3 2 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 4 回会合） 非公表資料②
- 文書 3 3 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 5 回会合） 非公表資料①
- 文書 3 4 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 5 回会合） 非公表資料②
- 文書 3 5 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 5 回会合） 非公表資料③
- 文書 3 6 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 5 回会合） 非公表資料④
- 文書 3 7 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 1 回） 委員提供資料
- 文書 3 8 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 2 回） 委

員提供資料①

文書 3 9 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 2 回） 委

員提供資料②

文書 4 0 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 3 回） 委

員提供資料①

文書 4 1 「安全保障と防衛力に関する懇談会」ヒアリング（第 3 回） 委

員提供資料②

別紙 3

先行開示決定で特定された文書

文書 4 2	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 2 回会合)	議事要旨
文書 4 3	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 2 回会合)	議事次第
文書 4 4	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 2 回会合) 「我が国を取り巻く外交・安全保障環境」	資料 1
文書 4 5	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 2 回会合) 「我が国を取り巻く安全保障環境(防衛)」	資料 2
文書 4 6	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 2 回会合) 「土屋大洋委員プレゼンテーション資料」	資料 3
文書 4 7	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 3 回会合)	議事要旨
文書 4 8	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 3 回会合)	議事次第
文書 4 9	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 3 回会合) 「国家安全保障政策の方向性」	資料 1
文書 5 0	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 3 回会合) 「国家安全保障戦略について」	資料 2
文書 5 1	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 3 回会合) 「国家安全保障戦略(25.12.17)の全体像」	資料 3
文書 5 2	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 3 回会合) 「坂元一哉委員プレゼンテーション資料」	資料 4
文書 5 3	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 4 回会合)	議事要旨
文書 5 4	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 4 回会合)	議事次第
文書 5 5	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 4 回会合) 「防衛計画の大綱の見直しを行う上での基本的考え方」	資料 1
文書 5 6	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 4 回会合) 「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱について」	資料 2
文書 5 7	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 4 回会合) 「防衛計画の大綱(25.12.17)の全体像」	資料 3
文書 5 8	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 5 回会合)	議事要旨
文書 5 9	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 5 回会合)	議事次第
文書 6 0	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 5 回会合) 「「安全保障と防衛力に関する懇談会」における議論の整理(第 1 回~第 4 回)」	資料 1
文書 6 1	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 5 回会合) 「平成 31 年度以降に係る防衛計画の大綱(イメージ)」	資料 2
文書 6 2	「安全保障と防衛力に関する懇談会」(第 5 回会合) 「防衛計画の大綱(盛り込むべき主要素)」	資料 3

文書 6 3 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 5 回会合） 資料 4
「ヒアリング概要」

文書 6 4 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（第 5 回会合） 資料 5
「青井千由紀委員・三浦瑠麗委員プレゼンテーション概要・資料」